

民法総論Ⅱ

科目ナンバリング CIL-102
選択 2単位

足立 祐一

1. 授業の概要(ねらい)

民法は、一般市民(私人)相互間の関係についてのルールを定める法律で、一般市民間の財産関係や家族関係についてのルールの基本となるものです。本科目では、民法の基本原則や、民法第1編「総則」において定められているルールについて学びます。民法第1編「総則」には、民法全体に共通する事柄についての規定が置かれています。本科目で学修する内容は、今後民法科目(及び私法について学修する科目)を履修していく際に基礎となります。

2. 授業の到達目標

- ①民法総則の規定の内容や考え方、解釈についての基礎知識を修得すること。
- ②修得した基礎知識を具体的な問題に即して活用できるようにすること。

3. 成績評価の方法および基準

学期末に行う試験を中心に評価します(85%)が、小レポートもしくは小課題を実施(15%)する予定です。

4. 教科書・参考文献

教科書

永田 眞三郎・松本 恒雄・松岡 久和・横山 美夏 『民法入門・総則(第5版) エッセンシャル民法・1』 有斐閣、2018年

山本 敬三 監修、香川 崇・竹中 悟人・山城 一真 著 『民法1 総則 有斐閣ストウディア』
(上記いずれか) 有斐閣、2021年

※なお、レジュメ等配布物について初回で説明する予定です。

最新版の小型の六法

参考文献

原田 昌和・秋山 靖浩・山口 敬介 『START UP 民法① 総則 判例30!』 有斐閣、2017年

潮見 佳男・道垣内 弘人 『民法判例百選I 総則・物権 [第8版]』 有斐閣、2018年

5. 準備学修の内容

- ・どのような内容をこれから学ぶのか、毎回の授業の前に教科書の該当箇所を読んでおくとう理解しやすくなります。その際に、重要だと思った単語などをメモしておきましょう。
- ・相互に関連する部分もあり、気がつくとう收拾がつかなくなっていた、ということもあるので、授業後に学んだことをきちんと復習しておきましょう。教科書・配布物などを見直して、はじめて見かけた単語、すでに知っていると思っていたことは違った事柄などについて簡単なメモを書いておくとうよいです。
- ・学んだ内容を自分で説明することができるか確認しておくことも大切です。学期末に行う 試験にも関わります。

6. その他履修上の注意事項

- ・授業の際には、忘れずに小型の六法を持参すること。
- ・自分が学んでいるものが、どのような制度なのか(なぜそのような制度が必要なのか)、どのような考え方によるものなのか、頭の中で常に確認しながら学修してください。
- ・授業中の私語など、他の受講生の迷惑になる行為は禁止です。
- ・この科目は「民法総論I」の内容と連続しています。

7. 授業内容

- | | |
|--------|------------------|
| 【第1回】 | ガイダンス 民法総論Iの復習 |
| 【第2回】 | 錯誤 |
| 【第3回】 | 詐欺 |
| 【第4回】 | 強迫、「法律行為」のまとめ |
| 【第5回】 | 消費者契約法 |
| 【第6回】 | 代理総論・代理関係の基本成立要件 |
| 【第7回】 | 無権代理・1(「無権代理」とは) |
| 【第8回】 | 無権代理・2(無権代理人の責任) |
| 【第9回】 | 表見代理 |
| 【第10回】 | 無効と取消し |
| 【第11回】 | 条件と期限 |
| 【第12回】 | 時効総論 |
| 【第13回】 | 消滅時効(オンライン予定) |
| 【第14回】 | 取得時効 |
| 【第15回】 | まとめと試験 |

※上記授業計画は、状況に応じて変更することがあります。